



弥富市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのないまち弥富～

<2019年度～2028年度>

平成31年 3月

弥 富 市

はじめに

全国の自殺者数は、バブル経済崩壊後、平成9（1997）年の消費税率引上げの翌年から平成23（2011）年まで14年連続して3万人を超える高い水準で推移していました。

このような状況の下、国は平成18（2006）年に「自殺対策基本法」を制定し、「個人的な問題」から「社会的な問題」として広く認識されるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。



結果、自殺者数は減少傾向にありますが、依然として先進諸国の中で最も高い水準にあり、2万1千人を超える方々が、自ら尊い命を絶たれている現状は変わりありません。

こうしたことから、平成28（2016）年4月自殺対策基本法が改正されすべての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においても、こうした動きを背景に、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、このたび、平成31（2019）年度から10年間を計画期間とする「弥富市自殺対策計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、市の健康増進計画や障がい者計画等との整合性を図りながら、より実効性のある取組みを推進してまいります。

自殺は、職場や学校、家庭や個人の健康状態等、複数の要因が絡み合い、心理的に追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるという認識の下、市民の皆さまには、自殺に対する関心と理解を深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手として、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

弥富市長 安藤 正 明

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 自殺対策計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 弥富市における自殺の現状	7
1 自殺の現状	7
2 関係団体ヒアリング	13
第3章 自殺対策の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念	17
2 計画の目標	17
3 計画の基本施策	18
第4章 基本施策	21
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	21
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	22
基本施策3 市民への啓発と周知	23
基本施策4 生きることの包括的な支援	25
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	30
第5章 重点施策	35
重点施策1 高齢者への対策	35
重点施策2 生活困窮者への対策	37
重点施策3 勤務・経営への対策	38
第6章 推進体制	43
1 計画の周知	43
2 推進体制	43

資 料 編.....	47
1 弥富市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱	47
2 弥富市自殺対策計画の策定経過	50

第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 自殺対策計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、平成10（1998）年に急増して3万人を超えた後、平成22（2010）年以降減少を続け、平成27（2015）年には急増前の水準になったものの、依然として年間2万人以上の方が自殺により亡くなっている現状があります。

国においては、「自殺対策基本法」が平成18（2006）年6月に公布、同年10月に施行されました。また、平成19（2007）年6月には、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定されました。その後自殺対策基本法が平成28（2016）年4月に改正され、大綱は平成24（2012）年8月の見直しを経て平成29（2017）年7月に新たに閣議決定され「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現が重要な課題」であることが改めて示されました。

このような状況を踏まえ、弥富市（以下、「本市」という。）においても「弥富市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本市においても大綱に沿って新たに策定した計画を中心に、2028年度までの数値目標の実現に向けて、さらに効果的な自殺対策に積極的に取り組む方針です。

この計画の推進により、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していきます。

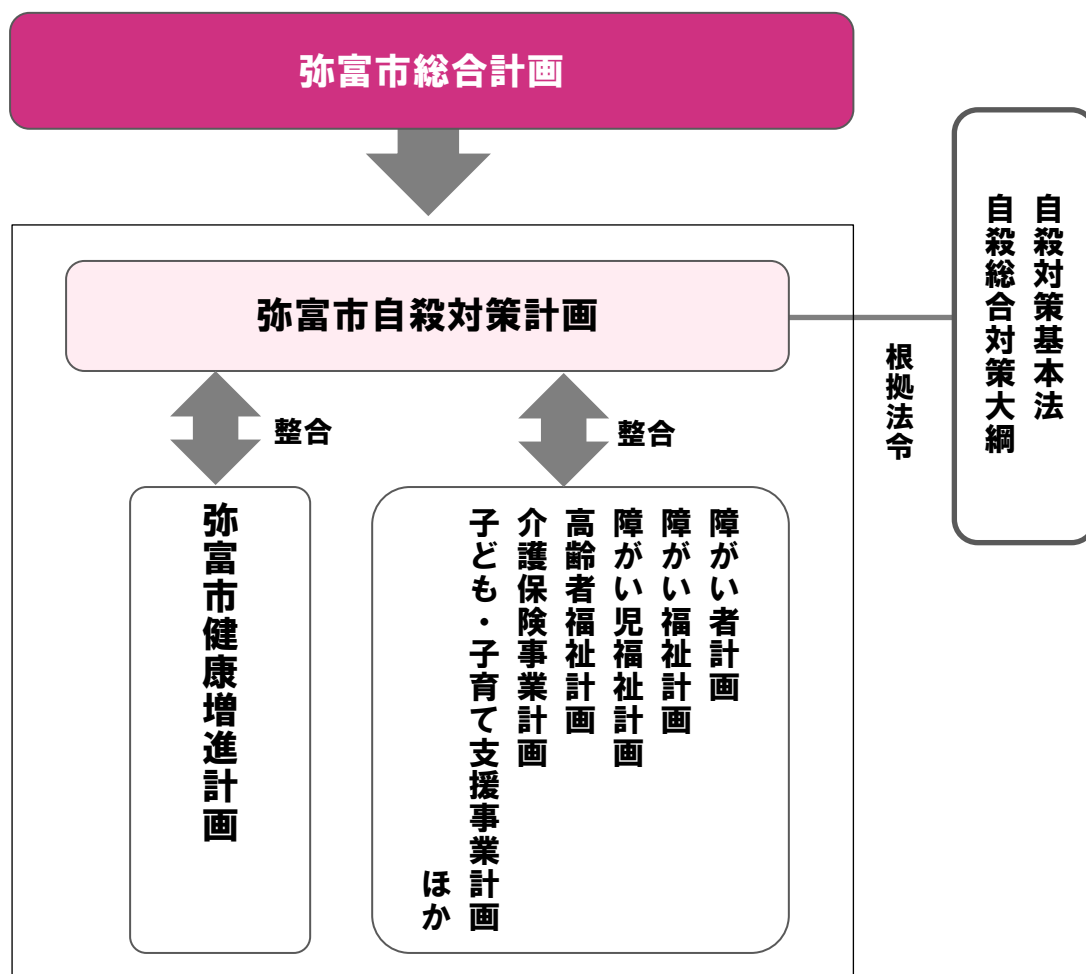
2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法及び大綱に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための、弥富市の自殺対策の基本的方針を掲げ、各関係機関等の自殺対策の推進について、具体化するための行動計画として策定するものです。

また、この計画は、弥富市健康増進計画や本市の他の計画と整合性を図りながら進めていきます。



図 計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、平成31（2019）年度から2028年度までの10年間とします。
 なお、社会情勢の変化等を踏まえ、2023年度に計画の見直しについて検討します。

第2章

弥富市における自殺の現状

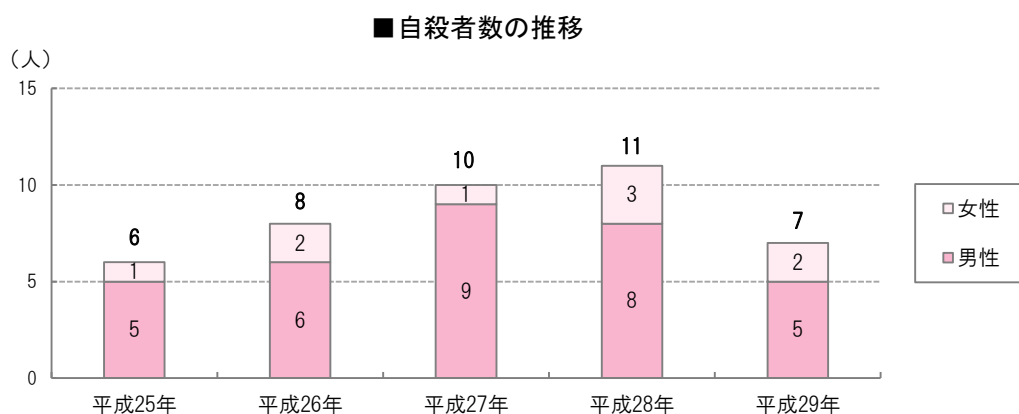
第2章 弥富市における自殺の現状

1 自殺の現状

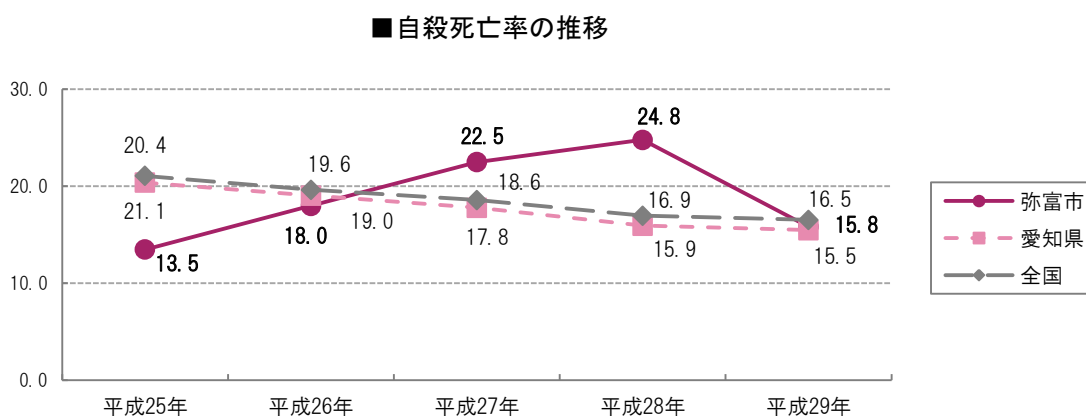
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は平成28（2016）年の11人をピークに増加傾向にありましたが、平成29（2017）年は7人と減少しています。また、すべての年において男性の自殺者数が多くなっています。

平成29（2017）年の自殺死亡率は人口10万人当たり15.8となり、全国より低く、愛知県より高くなっています。



資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル2018」



資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル2018」

※人口10万人当たり

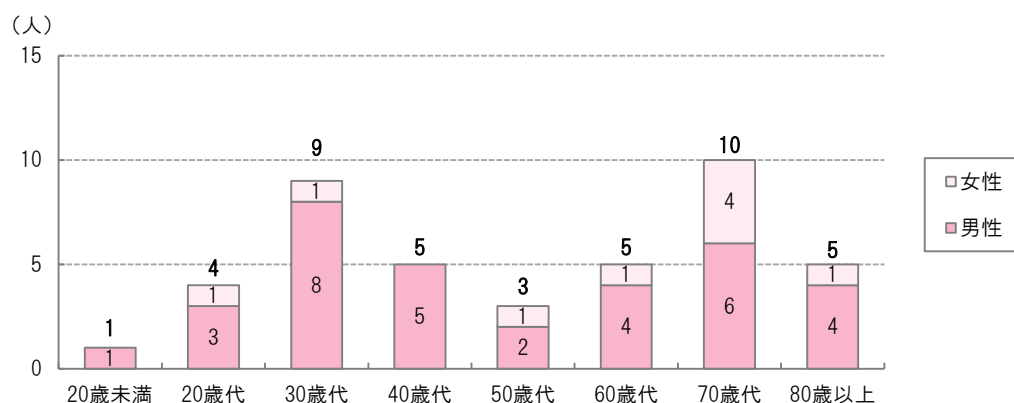


(2) 年代別自殺者数

本市の年代別自殺者数は「70歳代」が最も多く、次いで「30歳代」、「40歳代」「60歳代」「80歳代」の順となっています。

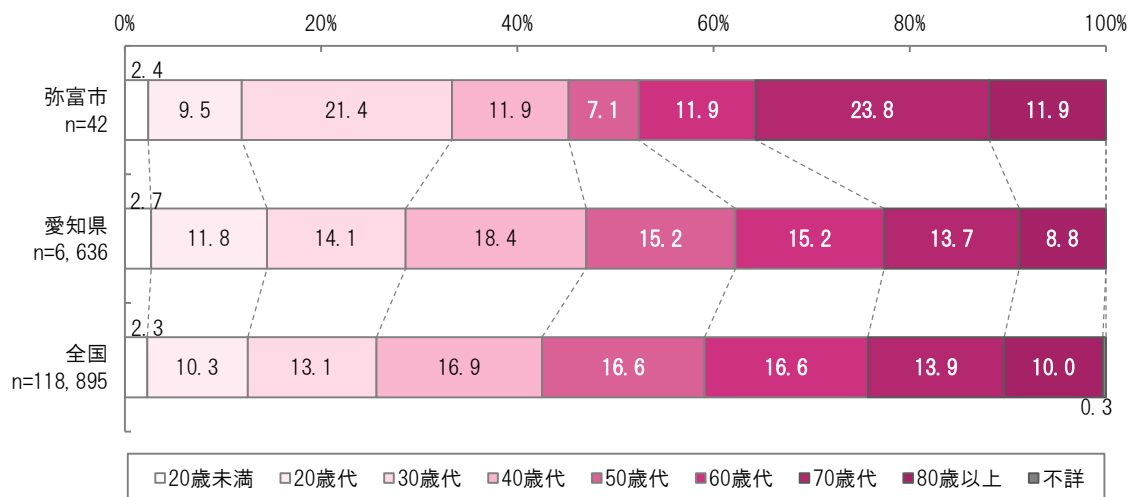
年代別自殺者数の割合は、愛知県及び全国に比較して「30歳代」「70歳代」が高くなっています。

■年代別自殺者数【平成25（2013）年～平成29（2017）年合計】



資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル2018」

■年代別自殺者数の割合【平成25（2013）年～平成29（2017）年合計】



資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル2018」

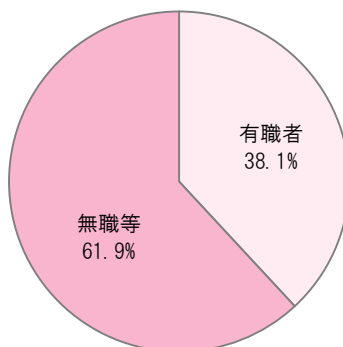


(3) 職業別自殺者数

本市の職業別の自殺者数は「無職等」の方が高くなっています。

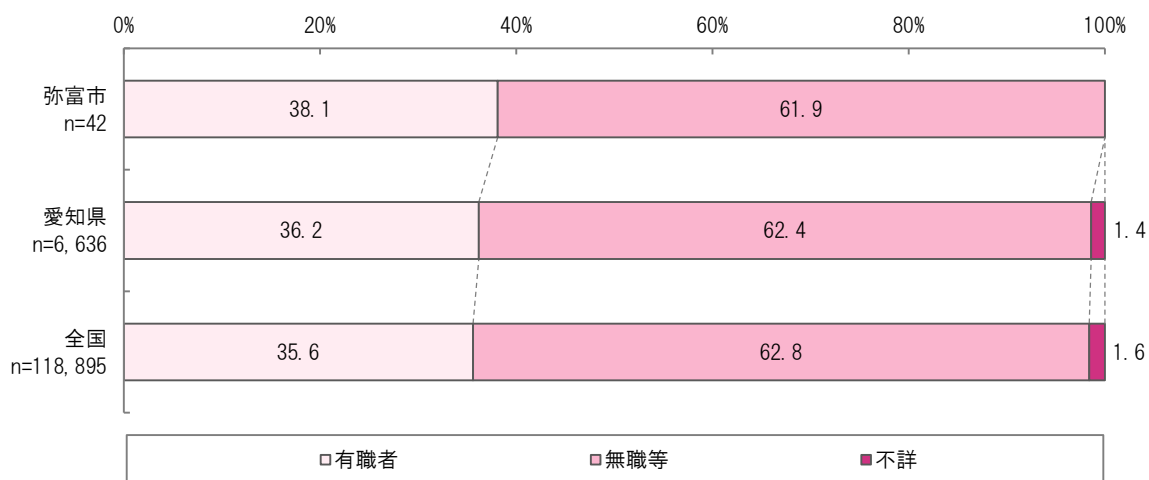
職業別の自殺者数の割合は、愛知県及び全国と比較して「有職者」の割合が高くなっています。無職等・有職者両者への支援が必要と考えられます。

■職業別の自殺者数【平成25（2013）年～平成29（2017）年合計】



資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール2018」

■職業別の自殺者の割合【平成25（2013）年～平成29（2017）年合計】



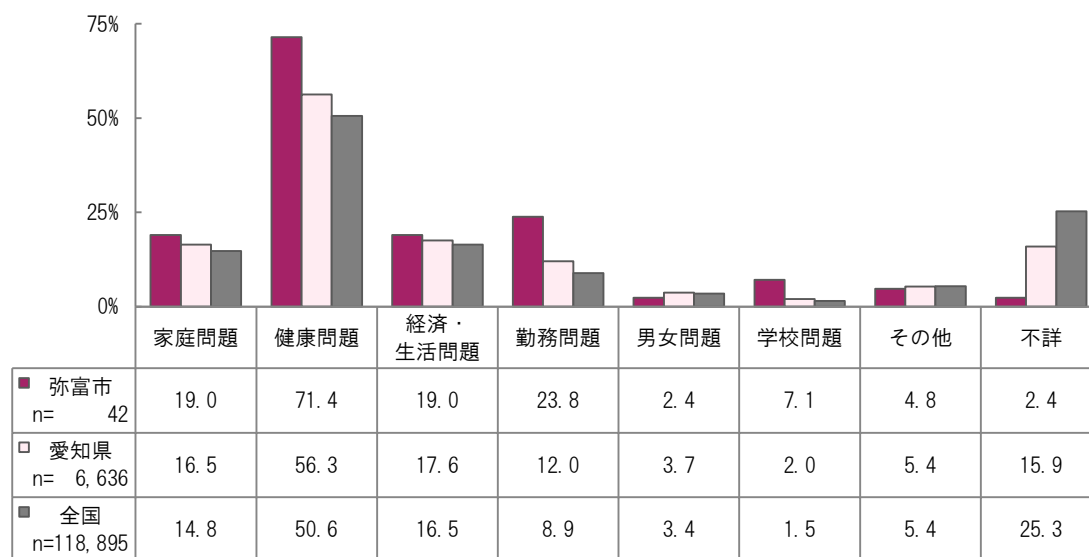
資料：自殺総合対策センター「地域自殺実態プロフィール2018」



(4) 原因・動機別自殺者

本市の原因・同期自殺者数の割合は、「健康問題」が最も高くなっていますが、「勤務問題」「家庭問題」「経済・生活問題」「学校問題」も高く、健康問題だけでなく、複合的な問題が自殺につながっていると考えられます。

■原因・動機別自殺者数の割合【平成25（2013）年～平成29（2017）年合計】



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※複数回答



(5) 弥富市の主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの分析から、平成25（2013）年から平成29（2017）年の5年間に於いて自殺者の多い上位5位区分が本市の主な自殺の特徴として抽出されました。

■弥富市の主な自殺の特徴【平成25（2013）年～平成29（2017）年合計】

上位5区※1	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※2 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位: 男性60歳以上 無職同居	9	21.4%	59.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 男性40～59歳 有職同居	5	11.9%	20.4	配置転換→過労→職場の人間関係の 悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位: 女性60歳以上 無職同居	5	11.9%	19.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位: 男性20～39歳 無職同居	4	9.5%	128.3	①【30代その他無職】引きこもり+家 族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲 観→うつ状態→自殺
5位: 男性20～39歳 有職同居	4	9.5%	82.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職 場の人間関係の悩み+仕事の失敗 →うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中 退)非正規雇用→生活苦→借金 →うち状態→自殺

資料: 自殺総合対策センター「地域自殺実態プロファイル2018」

※1 順位は、自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

※2 「自殺死亡率」の母数(人口)は、平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしました。



(6) メンタルヘルスチェック「こころの体温計」

本市では、パソコン・携帯電話から簡単な質問に答えることで、自分自身や家族・大切な人のストレスや落ち込み度をチェックすることができる「こころの体温計」を導入しています。

「本人モード※¹」を利用した人のうち、ストレス・落ち込み度のレベルが「うつ傾向者（レベル3）」と「ケア対象者（レベル4）」の割合は、それぞれ約4%となっています。

■「こころの体温計」本人モード利用者内訳【平成29（2017）年度】

本人モード利用者内訳(人)			レベル3 (人)	レベル4 (人)	レベル3 (%)	レベル4 (%)
男性	10歳代	170	10	9	5.9	3.5
	20歳代	242	8	8	3.3	3.3
	30歳代	356	15	14	4.2	3.9
	40歳代	401	11	20	2.7	5.0
	50歳代	252	8	11	3.2	4.4
	60歳代位上	147	8	7	5.4	4.8
女性	10歳代	263	13	9	4.9	3.4
	20歳代	411	21	23	5.1	5.6
	30歳代	761	34	34	4.5	4.5
	40歳代	506	19	16	3.8	3.2
	50歳代	447	18	13	4.0	2.9
	60歳代位上	156	6	2	3.8	1.3
合計		4,112	171	163	4.2	4.0

資料：健康推進課

※1 自分のストレス度・落ち込み度が分かります。

(7) 現状のまとめ

厚生労働省「地域における自殺の資料」及び自殺総合対策センター「地域実態プロファイル2018」より、本市の現状として「高齢者の自殺死亡率が高い」「無職等だけでなく、有職者の自殺死亡率も高い」「健康問題だけでなく、勤務問題、家庭問題等複数の問題を抱えている人が多い」という事がわかりました。

本市ではこれらの現状を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、各種自殺対策に関する施策を総合的・効果的に取り組んでいきます。



2 関係団体ヒアリング

計画策定にあたり、地域で活動をされている以下4団体にヒアリングを行いました。

① 弥富市地域包括支援センター

活動内容	弥富市に暮らす高齢者を包括的に支援する。 1 総合相談支援業務 (1) 実態把握 (2) 総合相談業務 (3) ネットワーク構築業務 2 権利擁護業務 (1) 権利擁護 3 包括的・継続的ケアマネジメント業務 (1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築 (2) 介護支援専門員に対する支援 4 介護予防ケアマネジメント業務 (1) 介護予防ケアマネジメント
行政・地域・市民が果たすべきこと(役割)について	行政: 音頭取り、舵取り、事業化、目標設定 地域: 見守り、声かけ、地域イベントに市民を巻き込む。 市民: 地域活動に参加、隣近所と交流する。
弥富市の自殺対策について	・自殺対策のみに特化せず、「地域共生」「地域包括」「我が事、丸ごと」「防災」等に絡めて、包括的永続的に取り組む体制づくり 【例えば】 ・弥富市内の特集記事、特集ページ、連載等の発信 ・各種相談機関、精神科、ハローワーク、学校等の代表者会 ・実務者レベルの連絡会 ・現場職員の交流、ネットワーク ・自殺対策担当者がいるのか、いるなら何をしているのか、の発信 ・計画実践者、評価者、協力者の設定 ・精神科のマイナスイメージの払拭 ・専門家による市民向け講座

② きんぎょ草（精神保健福祉ボランティア）

活動内容	・地域の人にこころの病や精神障がい正しく理解してもらうと同時に、精神保健福祉ボランティアを養成し、そのメンバーと居場所作りを行うことを職務として活動
行政・地域・市民が果たすべきこと(役割)について	・まずは身近な人が話を聞いてあげること、そして必要な支援につなげることが必要 ・一人で受けとめる訳ではないということを、市民にわかり易く伝える。 ・行政は相談窓口をはっきりさせて、市民に周知する。 ・行政が介入し、医療側と支援者との顔の見える関係を作ることで、早めの対応や適切なアドバイスがもらえるようにする。
弥富市の自殺対策について	・精神保健福祉士を含む総合相談窓口の開設



③ 愛西断酒会

活動内容	・酒害者本人と家族の会 ・断酒の継続と回復が目的。単にお酒をやめることだけでなく、家族の回復、新しい自分の構築 ・啓発普及活動(セミナー開催、酒害相談受付)
行政・地域・市民が果たすべきこと(役割)について	・市が主催する「市民公開セミナー」の開催 (市主催だと信頼感もあり、参加者のハードルも下がる。) ・「定例会」の場所の提供 (市の施設で実施することで、はじめての方も参加しやすい。)
弥富市の自殺対策について	・パンフレットを配るだけ、待っているだけではなく、計画を具体化して行動、継続すること

④ 風車の会(精神保健福祉ボランティア)

活動内容	・心の居場所「はっぴーるーむ・つしま」開催 (津島市自発的活動支援事業) ・精神障がい者(児)、またはその家族に同じ悩みや苦しみを経験した仲間と互いに語り合い、安心感や自信を持ってもらい安定した地域活動を送れることを目的として開催
行政・地域・市民が果たすべきこと(役割)について	・その人の人生をつなぎとめる家族のことをある程度知っている「ゲートキーパー」を地域で養成することが必要
弥富市の自殺対策について	【小学生の場合】 学校教育現場との関係づくりをどうするか。 【高齢者や一人暮らしの場合】 地域でどの様にするか。

第3章

自殺対策の基本的な考え方



第3章 自殺対策の基本的な考え方

1 計画の基本理念

自殺の多くは、個人の自由な意思や選択によるものではなく、経済的・社会的要因により心理的・精神的に追い込まれた末の死であり、自殺を図った人の多くは何らかの精神疾患にかかっているといわれています。

ストレス過多の現代社会の中で、自殺は、特定の人だけの問題ではなく、すべての市民に起こりうる問題であり、また、遺族や周りの人々に、深い悲しみと生活上の困難をもたらすほか、社会全体にも大きな影響を及ぼします。

このため、市民一人ひとりがうつ病等の精神疾患を正しく理解し、かけがえのない命を守ることの大切さを認識するとともに、経済的・社会的要因の見直し等に関係機関が連携して取り組むこと等により、市民が生きる喜びを共有できる社会の実現を目指し、本計画の理念を設定します。

誰も自殺に追い込まれることのないまち“弥富”

2 計画の目標

国は自殺総合大綱において、当面の目標として2026年までに自殺死亡률을平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることとしています。本市では、計画期間を10年間としているため、2028年までに自殺死亡률을平成25（2013）年から平成29（2017）年までの5年間の平均と比べて30%以上減少させることを目標とします。

数 値 目 標

①自殺死亡률

平成25（2013）年から平成29（2017）年までの5年間の平均の自殺死亡률18.9を2028年までに13.2以下へ

②年間自殺者数

平成25（2013）年から平成29（2017）年までの5年間の平均の自殺者数7.4人を2028年までに5人以下へ



3 計画の基本施策

平成29（2017）年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では以下の5つを自殺対策における「基本施策」とし、「重点施策」として以下の3つを組みます。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち“弥富”

基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

- 地域におけるネットワークの強化
- 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

2 自殺対策を支える人材の育成

- ゲートキーパーの養成
- 各ボランティアの養成

3 市民への啓発と周知

- 自殺対策に関する啓発
- うつ等の精神疾患・睡眠に関する啓発
- アルコール問題に関する啓発
- 人権啓発の推進
- その他の啓発

4 生きることの包括的な支援

- 居場所づくり
- 遺された人への支援
- 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実
- 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の発信
- 児童虐待防止や被害者への支援充実
- 支援者への支援
- 市職員への支援

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- SOSの出し方に関する教育の実施
- SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化



重点施策

1 高齢者への対策

- 包括的な支援のための連携の推進
- 高齢者の健康不安に対する支援
- 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

2 生活困窮者への対策

- 生活支援の充実
- 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

3 勤務・経営への対策

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 長時間労働の是正
- 経営者に対する相談事業の実施等
- 支援制度の充実

第4章

基本施策



第4章 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

現在、すでに市内にある様々な事業に関係するネットワークを活用し、支援者と当事者のつながりはもちろん、支援者同士や当事者同士のつながりも深められる体制作りを目指します。

1 地域における連携・ネットワークの強化

取組	内容	関係課等
庁内外の連携関係の強化に向けたネットワーク会議や研修への参加	様々な分野における支援策を連動させ、各関係機関同士の連携をさらに強化していくために、各分野の支援策や相談窓口の情報交換を行います。	健康推進課 福祉課
自殺対策推進本部会議等の開催	市長を中心に、市役所内の各分野の部署が連携し、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、必要に応じ自殺対策推進本部や関係各課で構成する自殺対策推進会議を開催します。	健康推進課

2 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

取組	内容	関係課等
人権の尊重の理解促進	人権擁護委員をはじめ、国や県との連携のほか、県人権啓発活動ネットワーク協議会と協力し、幅広い啓発活動を実施します。	福祉課
障がい者の虐待等防止ネットワークによる被害者支援体制の充実	障害者虐待防止センターにおいて、障がい者への虐待等に関する相談・通報に適切に対応します。	福祉課
要保護児童対策地域協議会	虐待防止のため要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有・連携を強化し、対応します。また、要保護児童対策地域協議会において、虐待防止の啓発活動を行います。	児童課 学校教育課 健康推進課



基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期に「気づき」「声かけ」「つながる」ことが重要であり、そのための人材を育成する必要があります。

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民・関係者の意識が共有されるよう、必要な研修の機会の確保・実施に努めます。

１ ゲートキーパーの養成

取組	内容	関係課等
市民向けのゲートキーパー養成研修の開催	ゲートキーパーを養成するための研修を市民向けに開催し、地域における対策の支え手を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。	健康推進課
福寿会の会員に対する研修	自殺リスクを抱えた高齢者を早期に発見し、支援へとつながられるよう、高齢者の見守り活動を行う福寿会の会員に、市の行うゲートキーパー養成研修の受講を推奨します。	介護高齢課 社会福祉協議会
職員向けゲートキーパー養成研修の開催	全職員に対し、ゲートキーパー養成研修を開催します。すでに養成研修を受講した方にはスキルアップ研修を開催します。	健康推進課
社会福祉協議会の職員に対する研修	様々な相談・支援を行う社会福祉協議会の職員にゲートキーパー養成研修の受講を推奨し、気づきの力を高めてもらうことにより、問題を抱えた市民の早期発見及び支援の提供を進めます。	社会福祉協議会
ゲートキーパーの活躍	ゲートキーパー養成研修修了者一人ひとりが、ゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題を発見し、適切な相談窓口につながられるようにします。	ゲートキーパー養成研修修了者

２ 各ボランティアの養成

取組	内容	関係課等
ボランティアの養成（各種養成講座）	各種ボランティア（電話〈見守り〉、買い物支援、傾聴、ふれあい・いきいきサロンリーダー等）養成講座を開催し、自殺予防やボランティア等の人材確保や育成を図ります。	社会福祉協議会
精神保健福祉ボランティアの養成と活動の定着	精神保健福祉ボランティア「きんぎょ草」の養成と活動の定着を図ります。 また、生活支援の担い手・傾聴等のボランティア養成講座を開催し、こころの健康や自殺予防に関する知識の普及啓発を図ります。	社会福祉協議会

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自殺に関連する様々な分野について、リーフレットや市広報を通じて周知啓発していきます。

1 自殺対策に関する啓発

取組	内容	関係課等
自殺対策月間に合わせた問題の啓発	3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、街頭啓発、市広報やホームページに啓発文を掲載し、リーフレット等を配布します。	健康推進課 秘書企画課
各種講演会と連携した問題の啓発	男女共同参画に関する映画祭や講演会、セミナーの中で、自殺の問題を取り上げることにより、市民に対する自殺問題の周知を進めます。	秘書企画課
市民講座を通じた問題の普及啓発	まちづくり出前講座のテーマを「こころの健康」で実施する。また、自殺対策をテーマとした講演会等の開催を支援し、自殺問題に対する市民の理解の促進と啓発を図ります。	健康推進課 秘書企画課
インターネットを通じた情報発信	自殺対策に関する正しい情報や知識を市民の間で普及させるため、市ホームページ等を活用し、問題の啓発と情報の発信に努めます。	秘書企画課 健康推進課
区長会を通じた情報発信	区長会の場において、地域の自殺の実態に関する情報を提供するとともに、自殺対策について説明を行うことで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていく上での基盤強化を図ります。	秘書企画課 健康推進課
各種イベントにおける市民への啓発	健康フェスタ等の各種イベントにおいて、自殺対策に関するリーフレットの配布等を行うことで、市民への啓発と相談先情報の周知を進めます。	健康推進課 福祉課
	健康フェスタにおいて、保健・福祉ボランティア団体等と協働し、自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発や団体の活動紹介・相談の場の紹介等を行います。	社会福祉協議会
相談先情報を掲載したリーフレットの作成	生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを作成することで、市民に対する情報周知を図ります。	健康推進課
様々な施設を利用した啓発の推進	3月の自殺対策強化月間や9月の自殺予防週間に合わせて、図書館・総合社会教育センター・歴史民俗資料館・南部コミュニティセンター・白鳥コミュニティセンター・十四山スポーツセンターにおいてリーフレットの配架等を通じて、問題の啓発と相談先情報の周知を進めます。	生涯学習課



2 うつ等の精神疾患・睡眠に関する啓発

取組	内容	関係課等
自殺やうつ病、睡眠障害等に関する知識の普及啓発	うつ病や睡眠障害等への対応に関する内容を記載した自殺防止のリーフレットや市広報等により、正しい知識の普及啓発を行います。	健康推進課

3 アルコール問題に関する啓発

取組	内容	関係課等
アルコールに関する正しい知識の普及啓発	市広報に適正飲酒について掲載するとともに、アルコール問題について啓発を行います。	健康推進課
	健康相談等で、多量飲酒者及び家族・知人等への指導、助言を行います。	健康推進課
	特定健康診査結果説明会で、多量飲酒者への指導、助言を行います。	保険年金課

4 人権啓発の推進

取組	内容	関係課等
人権週間に伴う街頭啓発活動	人権週間に市内の保育所や商業施設で啓発活動を実施し、広く人権問題への理解促進と普及啓発を行います。	福祉課
人権を理解する作品展示会	市内小学生、中学生に人権に関する標語やポスターを募集し作品の展示することにより、人権に関する理解を深めるとともに市民への啓発を図ります。	
園児とのふれあい会	人権擁護委員が市内の保育所児とふれあい、紙芝居等で人権に関する理解促進と普及促進を行います。	

5 その他の啓発

取組	内容	関係課等
地域・家庭・職場における健康づくりの推進	がん検診、健康相談、健康教育、家庭訪問の実施、ボランティアグループの活動を通して、家庭や地域における健康づくりを支援します。	健康推進課
ワークライフバランスの推進	市ホームページ等で周知することで、市民全体の意識向上を図り事業所や家庭においてワークライフバランスの取組を推進します。	秘書企画課



基本施策4 生きることの包括的な支援

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、身体、精神的健康だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

生きることへの包括的支援という観点から、居場所づくり、遺された人への支援、妊娠子育てをしている人への支援、相談窓口の充実等を推進します。

1 居場所づくり

取組	内容	関係課等
居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	社会教育施設の利用を促進するとともに、公民館等において、趣味、健康づくり、教養等多岐にわたる講座を開催し、交流の場・学びの場を提供します。	生涯学習課
	子どもから高齢者までを対象とした、趣味・教養・健康づくり等の各種講座・教室の開催、社会教育施設の貸し出し等を行うことにより、交流の場を提供し、ストレス解消、リフレッシュのための支援を行います。	
フリースペース「なごみの会」の開催	精神障がい者等の居場所づくりを定期的に行い、孤立予防や孤立感の解消を図ります。	社会福祉協議会

2 遺された人への支援

取組	内容	関係課等
各種支援情報の提供	相談先を掲載したリーフレットを作成・配布することで、自死遺族への支援情報の周知に努めます。	健康推進課 秘書企画課
死亡届時の情報提供資料への遺族支援情報の追加	死亡届時に配布する資料に遺族支援関連情報を追加掲載して周知を推進します。	市民課



3 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

取組	内容	関係課等
妊産婦への支援の充実	妊娠届出時にうつ既往歴等アンケートを行い、保健師等による全数面接を実施し、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を行います。 妊娠届出時等に把握した特定妊婦（出産後の子の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に対し、必要時支援検討会を実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 医療機関等からの情報提供により、精神疾患の既往がある、不安が強い、産後うつが疑われる妊産婦を把握し、早期からの支援を行います。 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）、乳幼児健診等において、子育て支援に関する必要な情報の提供に努め、不安の軽減を図ります。 妊娠期から子育て期に渡るまでの支援が必要な家庭に対し、地区担当保健師が継続的に関わり、必要時適切な支援につなぎます。	健康推進課
子育てをしている保護者への支援の充実	乳幼児健診時に発達障がい疑われる児とその保護者に対し、児の発達確認や関わり方の助言・相談を行います。また、療育に関わる関係機関と連携を取り、適切に対応します。	健康推進課
子育て包括支援センター事業	母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期～子育て期（特に3歳までの乳幼児期）の子育て支援事業が、切れ目なく一貫性のあるものとして（包括的に）提供されるようマネジメントを行います。	健康推進課
ひとり親家庭の相談支援	ひとり親家庭の保護者を対象に、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供及び指導、職業の能力の向上、求職活動の支援、児童扶養手当等各種手当の支給を行います。	児童課
一時預かり事業	保育所で一時的に保育が困難となった子どもを預かり育児支援を行います。	児童課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	乳幼児を持つ保護者が、気軽に集まって情報交換し、仲間作りができるような場の提供をします。保護者同士が交流・情報交換をすることで育児への負担軽減や解消が図れます。また、支援が必要な保護者を発見し、早期対応をします。	児童課
病児・病後児保育事業	仕事等で休めない親に代わり病気の子どもを預かり育児支援を行います。	児童課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての家族を対象に、冠婚葬祭や病気治療のための通院の際、一時預かり等の育児支援を行います。	児童課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導・助言を行い育児に対する不安を軽減し、適切な養育支援を行います。	児童課
児童館管理運営事業	保護者同士が交流・情報交換できる場を設けることで、育児への不安軽減や解消を図ります。	児童課

母子・父子家庭医療費助成	18歳以下の児童を扶養している母子・父子家庭の方、または父母のない児童の保険診療による、入通院医療費自己負担額を助成します。	保険年金課
--------------	--	-------

4 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報の発信

取組	内容	関係課等
アルコール依存症等に関する相談	地域の支援団体等と連携し、アルコール依存症に関する問題を抱える方、またはその家族を支援します。	健康推進課
精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連のある施策を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。	福祉課
精神保健福祉相談	精神疾患を有する（または疑いのある）本人や家族等からの相談に応じ、面接や訪問を実施します。また、必要に応じて保健所や医療機関と連携・対応します。	健康推進課 福祉課
障がい者に関する相談・支援（身体・知的・精神障がい（児）者相談事業）	障がい者の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、またその環境や状況に応じて本人の選択に基づき適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう相談支援事業所を通じ、相談・サービス等利用計画の作成を実施します。	福祉課
障がい者に対する相談・支援	障がい者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、またその環境や状況に応じて本人の選択に基づき適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう相談・サービス等利用計画の作成を実施します。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者・知的障がい者・精神障がい者に対し、定期的な訪問により、福祉サービスを利用する手伝いや、日常的な金銭管理を手伝うことで、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活に困窮している方からの就労、その他自立の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	社会福祉協議会 福祉課
介護者への支援、包括支援センターでの相談	地域包括支援センターにおいて、相談窓口を開設し、介護者への身近な相談場所として活用を促進します。	介護高齢課
家庭児童相談員の配置	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉に関する相談を行います。	児童課
母子家庭等相談・母子家庭等就業相談（母子・父子自立支援員の配置）	母子・父子自立支援員を配置し、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を実施し、母子・父子家庭や寡婦の方が自立できるよう総合的に支援します。	児童課
失業者等に対する相談窓口の充実	失業者等の関連窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。	福祉課



若年者就職相談	就職で悩んでいる45歳未満の方やその家族を対象に、就職に関するカウンセリングやアドバイスを行います。また、必要に応じて若者の就職をサポートする窓口を案内します。	社会福祉協議会
納税相談	市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税等）の納付に関する相談を行うほか、関連する相談に対応できるような連携体制を整えます。	税務課 収納課 保険年金課
消費生活相談	海部地域消費生活センターでの相談受付、相談員による巡回相談を行います。インターネットでのトラブル、悪質商法の被害、多重債務の悩み等の相談を受け付けます。また、消費者被害防止のため、啓発物品等を活用し、情報提供を行います。	商工観光課
心配ごと相談、法律相談	民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員による心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉協議会
	民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員による心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催するとともに、相談の周知を図ります。	福祉課
こころの健康状態のセルフチェック（こころの体温計）	自身のこころの健康状態を携帯電話・パソコン等でセルフチェックできる環境を整備します。また、結果画面に市及び県等の相談窓口を表示させることで、相談窓口の周知を行います。	健康推進課
庁内相談窓口の充実・相談場所の周知	庁内（市役所）等で相談事業を実施するどの場においても、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。	介護高齢課 危機管理課 保険年金課

5 児童虐待防止や被害者への支援充実

取組	内容	関係課等
乳幼児健診未受診者への対応	乳幼児健診未受診者のフォローを通し、児童虐待の発生予防を図ります。	健康推進課
児童虐待に関する講演会の開催	児童虐待の深刻化を防ぐため、早期発見・早期通報の意識を高めるための講演会を開催します。	児童課
虐待に関する知識の普及啓発、虐待通報周知	虐待に関する啓発や通報先の周知を市広報やホームページに掲載します。また、啓発物品やパンフレットにより、街頭啓発を行います。	児童課
児童虐待防止に向けた啓発	「子ども権利条約」、「児童福祉週間」を周知するため、市広報やホームページに記事を掲載し、普及啓発に努めます。	児童課



6 支援者への支援

取組	内容	関係課等
教職員への支援	非常勤講師の配置やスクールカウンセラーの派遣を通じた児童生徒の育成体制の強化や、地域の人材を活用した部活動の推進を通じて、教職員の業務負担の軽減につなげます。また、県教育委員会と連携し教職員を対象に様々な事業を展開することで、教職員の心身面における健康の維持増進を図るとともに、必要な場合には早期に適切な支援先へつなげる等、教職員の支援体制を強化します。	学校教育課
高齢者、障がい者、生活困窮者の相談にあたる市職員への専門家による支援体制の強化	福祉課や介護高齢課等における支援対象者のうち法律問題を抱えるケースへの対応に際し、地域の法律家から専門的な支援や助言等を受け、支援対象者の抱える課題の早期解決と支援にあたる市職員の負担軽減を図ります。	福祉課 介護高齢課
障がい者とその家族に対する各種支援の提供	障がい者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、情報交換を図るとともに地域で支え合う関係が築けるよう障がい者団体の活動を支援します。また、障がい者の居場所の構築や社会参加ができる環境整備を行います。	福祉課
認知症患者とその支援者（家族含む。）に対する支援の提供	認知症の当事者やその支援者（家族含む。）等、認知症に関心のある市民が気軽に集まり交流できる場を設けることで、認知症の当事者及びその支援者の、課題の解決や悩みの解消を図ります。	介護高齢課

7 市職員への支援

取組	内容	関係課等
心の相談	臨床心理士による「心の相談日」を定期的に開設し、市職員の心理的な負担の軽減や問題の解決を図ります。	総務課
ストレスチェックの実施	労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、市職員のメンタル不調の未然防止を図ります。	
生活習慣病の予防	生活習慣病に関するセミナーや健診結果に基づく各種指導の実施を通じて、市職員の生活習慣病の発症を抑制し、健康の維持増進を図ります。	
メンタルヘルス研修の実施	ストレス等による心身の変化への気づきや対応について研修を実施することで、市職員の心身面の健康の保持・増進を図ります。	



基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられるよう、SOSの出し方に関する教育を推進します。

1 SOSの出し方に関する教育の実施

取組	内容	関係課等
児童生徒の自殺対策に資する教育（SOSの出し方に関する教育）の推進	授業において、様々な困難やストレスへの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けます。	学校教育課
情報教育事業の推進（インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等）	児童生徒を対象に、情報モラル教育を推進します。	学校教育課
児童生徒や若者に対する支援情報の提供	青少年に対し、いじめやネット上のトラブル、薬物依存等、自殺のリスクにつながりかねない各種問題に対する注意喚起のためのパンフレットと、相談先の情報を掲載したリーフレットを合わせて配布することで、相談先情報の周知を図ります。	生涯学習課

2 SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

取組	内容	関係課等
関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化	不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を進めるために、スクールカウンセラーの派遣を促進します。また、児童相談所をはじめとする市内外の各種機関とのケース会議等を通じて、連携を強化し支援体制を確立します。	学校教育課
児童生徒や若者の健全育成に向けた各種事業の実施	市内小中学校教職員・PTA・主任児童委員等による街頭指導・啓発活動や、青少年健全育成推進大会を通して、児童生徒や若者の健全育成に努めます。	生涯学習課
児童生徒の相談体制の構築	学校毎に保健室前等への相談ポストの設置や教育相談期間を設定し、児童生徒が担任や養護教諭と気軽に相談できる体制を構築します。また、連続で欠席した児童生徒に対し家庭訪問し、状況確認等を行い、適切に対応します。	学校教育課
いじめに関するアンケートの実施	各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起きているかについてのアンケートを実施します。	学校教育課
いじめ防止対策委員会	「いじめ不登校対策委員会」を各学校に設置し、アンケート等を基に、協議・研究を行います。	学校教育課



【評価指標】

関連施策	評価項目	現状値 (2018年)	目標値 (2028年)	関係課等
地域におけるネットワークの強化	自殺対策庁内推進会議の開催	未実施	年1回	健康推進課
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修受講者数	年20人	年25人	健康推進課
	自殺予防に対する理解度 【ゲートキーパー養成研修受講者アンケート】	95.6%	97%	
	精神保健ボランティアの数	5人	10人	社会福祉協議会
市民への啓発と周知	こころの健康に関する健康教育の実施	未実施	延20回	健康推進課
生きることの包括的支援	赤ちゃん訪問の実施率	97.9% 【2017年度】	100%	健康推進課
	4か月児健診でゆったりした気持ちで子どもと接することができる人と回答した人【4か月児健診問診票】	88.8% 【2017年度】	90.0%	健康推進課
	児童虐待に関する講演会の開催	未実施	年1回	児童課
	園児とのふれあい会	年1回	継続	福祉課
	ふれあいサロンの設置	22箇所	32箇所	介護高齢課
	メンタルヘルス研修の実施	未実施	年1回	総務課
	SOSの出し方に関する教育	いじめに関するアンケートの実施学校数	年1回	継続

第5章

重点施策



第5章 重点施策

重点施策1 高齢者への対策

弥富市の特徴として、過去5年の自殺者のうち60歳以上の割合が、47.6%と高いことがわかりました。高齢者の自殺については、地域において行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図る必要があります。

また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策の推進が求められます。

1 包括的な支援のための連携の推進

取組	内容	関係課等
街中お年寄りサロンの設置	市内の事業所や店舗等に協力してもらい、高齢者が気軽に立ち寄れるスペースを提供することで、地域における高齢者の見守り体制の強化を図ります。	介護高齢課
福寿会活動助成事業	生きがい対策として福寿会活動に対し助成・支援を行います。	介護高齢課
高齢者の健康づくり、介護予防の推進	様々な悩みを抱えた高齢者の話し相手になる傾聴ボランティア事業や、支援が必要な高齢者への声かけ、見守り活動を推進します。	社会福祉協議会
居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュするための支援	学びや交流の場として高齢者教室「大昭大学」・「シニア教室」を開催し、地域社会の活性化や互いに助け合える社会の構築を図ります。	生涯学習課



2 高齢者の健康不安に対する支援

取組	内容	関係課等
高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援	各種介護予防事業を通じて、高齢者の生活機能の向上を図ります。それらの活動を通じて高齢者とのつながりを構築しておくことにより、高齢者の異変に早期に気づき、必要な場合には支援へとつなげるための体制強化を図ります。	介護高齢課
高齢者に対する健康不安軽減を目的とした健康講座	高齢者が集まる場（福寿会やサロン等）で健康づくり・こころの健康等の健康講座を実施し、高齢者の健康意識の向上を図ります。	健康推進課

3 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組	内容	関係課等
民生委員・児童委員等による声かけ、見守り	一人暮らし高齢者を対象に、民生委員・児童委員の訪問による日ごろからの声かけや見守り活動を推進します。	社会福祉協議会



重点施策2 生活困窮者への対策

生活困窮者はその背景として、多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多い傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策が、包括的な生きる支援としての自殺対策ともなりえます。

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めます。社会的に孤立した生活困窮者を地域の人々となつなぐ活動は、生きることの促進要因を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へとつなぐ自殺対策にもなるため、生活困窮者自立支援担当部門と自殺対策担当部門の連携が求められます。

1 生活支援の充実

取組	内容	関係課等
生活福祉資金貸付・生活自立支援事業	市関係機関、民生児童委員協議会等と連携を推進し、低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し、経済的自立、生活の安定を目的とした生活福祉資金の貸付を行います。	社会福祉協議会

2 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

取組	内容	関係課等
生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携強化	生活困窮者に対する各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、情報共有のためのツールの導入等を通じて、生きるうえでの困難感や課題を抱える市民に対し、関係機関が連携して支援を提供するための体制を整えます。	福祉課



重点施策3 勤務・経営への対策

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等も望まれます。

有職者の自殺率は無職者に比べて低いが、全自殺者の4割近くが有職者であり、その内訳は被雇用者・勤め人が全体の3割、自営業・家族従業者が全体の1割弱となっている。労働者の多くは中小事業所に勤務しているが、地域により就労環境や就労構造は様々であり、対策には公的部門も含め地域の就労環境や就労構造の特徴を踏まえる必要があります。

1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

取組	内容	関係課等
職場におけるメンタルサポート	企業が抱えるメンタルヘルスに関わる事案について、社会保険労務士等の専門家を派遣し、メンタルサポートを行います。	商工会
勤務者・経営者への健康不安軽減を目的とした健康講座	職場において要望があれば、健康づくり・こころの健康等の健康講座を実施し、勤務者・経営者の健康意識の向上を図ります。	健康推進課

2 長時間労働の是正

取組	内容	関係課等
長時間労働の是正	長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善提案やアドバイスを行います。	商工会

3 経営者に対する相談事業の実施等

取組	内容	関係課等
金融支援事業（小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋）	経営改善のため、必要な資金を県等の融資制度や無担保・無保証で設備・運転資金が借りられる小規模事業者経営改善資金等についての相談・斡旋を行います。	商工会
経営相談	事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。	商工会
経営支援事業（各種窓口相談、巡回訪問等）	相談窓口の開設や事業所を直接巡回訪問し、事業・経営改善、事業発展の支援を行います。	商工会



4 支援制度の充実

取組	内容	関係課等
小規模企業等振興資金制度	事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑に実行されるよう、県保証協会等に対して推薦書の作成を行います。	商工会
	事業運営に必要な運転・設備資金の融資が円滑になるよう、県とともに市内及び近隣の金融機関に預託を行います。また、融資の際に必要な信用保証料の補助を行います。	商工観光課
セーフティネット保証の受付・事業所認定	「セーフティネット保証制度」は、国が指定する全国的に業況の悪化している業種を営む方が、一般の保証とは別枠で借入できる制度です。制度に関する情報提供及び申請に必要な事業所認定を行います。	商工観光課

第6章

推進体制



第6章 推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、市広報やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

2 推進体制

自殺対策を推進するため、弥富市いのちを支える自殺対策推進本部、自殺対策推進本部幹事会を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や関係団体等と連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

資料編



資料編

1 弥富市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱

（設置）

第1条 弥富市における自殺対策を総合的に推進するため、弥富市いのちを支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）自殺対策の計画及び調整に関すること。
- （2）その他自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 推進本部においては、本部長が議長となる。
- 3 推進本部は、本部長（本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長）及び半数以上の本部員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 本部員は、本部長の許可を受けたときは、当該本部員以外の者に代理出席をさせることができる。
- 5 推進本部の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（幹事会）

第5条 所掌事務の専門的な検討及び調査を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長には民生部長を、副幹事長には民生部健康推進課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、



その職務を代理する。

（幹事会の会議）

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事会においては、幹事長が議長となる。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（幹事会の報告）

第7条 幹事長は、幹事会における検討及び調査の進捗状況を本部長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 推進本部及び幹事会の庶務は、民生部健康推進課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。



別表第1（第3条関係）

自殺対策推進本部員

職 名
教育長
総務部長
民生部長
開発部長
教育部長
議会事務局長

別表第2（第5条関係）

自殺対策推進本部幹事会員

役 職	職 名
総務部	総務課長
	秘書企画課長
	危機管理課長
民生部	福祉課長
	介護高齢課長
	児童課長
開発部	商工観光課長
教育部	学校教育課長
	生涯学習課長



2 弥富市自殺対策計画の策定経過

年月日	内 容
平成30（2018）年 8月3日	第1回自殺対策推進本部
8月16日	自殺対策推進本部幹事会 関係課へ計画の概要説明及び棚卸しシート作成依頼
9月	関係団体ヒアリング
11月	計画骨子案作成
12月	計画素案作成
平成31（2019）年 2月7日	第2回自殺対策推進本部 健康づくり推進協議会に意見聴取
2月8日 ～2月28日	パブリックコメント 保健対策推進協議会委員及び関係団体に意見聴取

弥富市 自殺対策計画

発行日 平成31年3月

発行元 弥富市 民生部 健康推進課

住 所 〒498-8501 弥富市前々須町南本田335

TEL 0567-65-1111 FAX 0567-65-4300

URL [http:// www.city.yatomi.lg.jp/](http://www.city.yatomi.lg.jp/)
